破産手続開始及び破産手続廃止

平成２４年（フ）第５４号
香川県高松市成合町559番地24
債務者　株式会社修栄海苔流通
代表者代表取締役　安岐　　修
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第５３号
函館市堀川町15番８号
債務者　杉山　惠子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１０号
岐阜県不破郡関ケ原町大字関ケ原3087番地の15
債務者　佐竹　美香
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第２３号
奈良県大和高田市大字築山313番地16
債務者　森　　照男
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
奈良県橿原市内膳町２丁目５番４号　メゾン宮田303
債務者　渡部　　猛
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２７号
奈良県御所市大字室923番地の２
債務者　梅川　恵美
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第５号
和歌山県日高郡みなべ町山内1489番地１
債務者　東本　光平
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第７号
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来2046番地の24　メゾン峠１階102号室
債務者　中村留美子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第１１号
和歌山県東牟婁郡串本町西向450番地　リバーハイツ古座Ｄ棟１－３号室
債務者　北浦　好世
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第１７号
山口県宇部市大字中野開作190番地１、従前の住所山口県宇部市大字船木3747番地９
債務者　黒岩　一巳
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第３７１号
愛知県豊橋市広小路１丁目18番地　５Ｆ、従前の住所愛知県豊橋市桂二番町110番地　102
債務者　西田　兼治
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第４５号
長崎県長崎市赤迫２丁目９番47号　岩里ハイツ102
債務者　小林　美紀
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５２号
長崎県長崎市南町５番16号　南町ハイツ302号
債務者　松尾　　徹
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６０号
長崎県西彼杵郡時津町野田郷507番地１　タカミハイツ201号
債務者　佐名　幸子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１号
熊本県球磨郡あさぎり町上北1216番地23
債務者　篠宮　七男
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２４年（フ）第１８０号
神奈川県大和市南林間６丁目21番23号　フォレストイン203
債務者　戸村　　剛
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部